

迷惑行為があった場合、当院での診療をお断りすることがあります。

当院では次のような迷惑行為があった場合、当院での診療をお断りする場合があります。

患者さん及び職員の安全を守り、診療を円滑に行うため、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

- 1 ハラスメントや暴力行為（恐れを含む）
（セクハラ、パワハラ等）
- 2 大声、暴言または脅迫的な言動
- 3 通常範囲を超えた要求の繰り返し
- 4 病院建物および設備等の意図的な破壊
- 5 刃物等危険物の持ち込み
- 6 医療費の悪質な不払い
- 7 その他医療の提供に支障をきたす行為

※被害を受ける恐れがあると判断した場合や実際に被害があった場合は、警察へ通報します。

2024年5月
医療法人弘仁会 島田病院
院長 郡 司 啓 文